

山形村保育料(利用者負担額)徴収基準額表 (3歳未満児(4月1日現在で3歳未満の子ども))

表2-1

世帯区分	対象範囲
世帯A	保護者と生計が同一のお子さん該当児童より上の子どもが小学校1年生以上の世帯 (上の子どもの年齢は上限はありません)
世帯B	兄弟姉妹が、同時通園(認定されている施設への在籍)している世帯

※長野県子育て支援戦略による6,000円軽減は、階層基準が57,700円以上の世帯の18歳未満(その年の4月1日の満年齢)の第3子以降の児童が対象

①(世帯A)市町村民税所得割額 57,700円未満(第2子半額、第3子無償)

階層	階層の基準等	満3歳児未満					
		第1子		第2子		第3子以降	
		標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
第3	市町村民税均等割のみの世帯	12,900	12,000	6,450	6,000	0	0
第4	市町村民税所得割額48,600円未満	13,700	12,800	6,850	6,400	0	0
第5	48,600円以上～57,700円未満	19,200	18,000	9,600	9,000	0	0

②(世帯A)ひとり親世帯等(ひとり親世帯、在宅障がい児(者)がいる世帯)

階層	階層の基準等	満3歳児未満				
		第1子		第2子以降		
		標準	短時間	標準	短時間	
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	第1子は、一律料金 第2子以降は、無償
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
第3	市町村民税均等割のみの世帯	5,000	5,000	0	0	
第4	市町村民税所得割額48,600円未満	5,000	5,000	0	0	
第5	48,600円以上～69,300円未満	5,000	5,000	0	0	
第6	69,300円以上～77,100円以下	5,000	5,000	0	0	
	77,101円以上～97,000円未満	13,050	12,250	0	0	第1子は、半額 第2子以降は、無償
第7	97,000円以上～133,000円未満	19,700	18,500	0	0	
第8	13,300円以上～169,000円未満	21,000	19,750	0	0	
第9	169,000円以上～235,000円未満	24,050	22,650	0	0	
第10	235,000円以上～301,000円未満	27,050	25,500	0	0	
第11	301,000円以上～397,000円未満	28,600	27,000	0	0	
第12	397,000円以上～	29,650	28,000	0	0	

③(世帯A)市町村民税所得割額 57,700円以上

【単独通園:第2子 一律20%減免、第3子以降については、6,000円又は20%の減免額が多い方で減免します。】

※6,000円減免は、上の子どもが18歳以下が対象

階層	階層の基準等	満3歳児未満					
		第1子		第2子		第3子以降	
		標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
第5階層一部	57,700円～69,300円未満	19,200	18,000	15,360	14,400	13,200	12,000
第6	69,300円以上～97,000円未満	26,100	24,500	20,880	19,600	20,100	18,500
第7	97,000円以上～133,000円未満	39,400	37,000	31,520	29,600	31,520	29,600
第8	13,300円以上～169,000円未満	42,000	39,500	33,600	31,600	33,600	31,600
第9	169,000円以上～235,000円未満	48,100	45,300	38,480	36,240	38,480	36,240
第10	235,000円以上～301,000円未満	54,100	51,000	43,280	40,800	43,280	40,800
第11	301,000円以上～397,000円未満	57,200	54,000	45,760	43,200	45,760	43,200
第12	397,000円以上～	59,300	56,000	47,440	44,800	47,440	44,800